

第 100 回謙信公祭 露店出店者募集要項

春日山城史跡広場東側加賀街道(旧道)

8 月 23 日 (土)

本募集要項を全てご確認のうえ、
同意される方のみお申込みください。

上越市観光振興課
(公社) 上越観光コンベンション協会

1. 露店概要

(1) 出店日時

・令和7年8月23日（土）12:00～20:30

(2) 出店場所

・春日山城史跡広場東側加賀街道（旧道）

※抽選で決定する区画

(3) 出店区画

・1小間：間口2.0m×奥行1.5mまで、2小間：間口4.0m×奥行1.5mまで

※販売台や調理器具、商品等はすべて営業区画内に収めてください。

※移動販売車による販売は認めません。

※テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品の貸出はありません。

※電源（発電機等）は、出店者において用意してください。

※火器を使用する場合は消火器を必ず用意してください。（家庭用は不可）

(4) 出店区画数

・15小間

※申請が出店数を上回った場合は、抽選で出店者を決定します。

(5) 販売品目

・1出店あたり1品目

(6) 出店手数料等（1出店あたり）

出店手数料	清掃協力費	保険料
1小間：300円 2小間：600円	2,000円	900円

2. 出店手続き

(1) 申請資格

- ① 出店者は、令和7年6月10日時点で満18歳以上で上越市に在住している方。
- ② 使用人は、令和7年6月10日時点で原則として上越市に在住している方。
- ③ 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。
※申請時に「移動露店市場出店資格確認書兼申請書」を提出ください。
- ④ 飲食物を販売する場合は、「新潟県市場等定置食品営業許可」を受けている者であること。
※申請時に許可証の写しを提出してください。
※申請時点で更新中の場合は、更新中を証明できる書類を提出してください。
※キッチンカーでの出店はできません。
※許可証に記載された「氏名」と「出店申請者名」が違う場合出店できません。
- ⑤ 申請できる飲食物の販売品目は、「新潟県市場等定置食品営業許可」を受けられる品目に限る。
- ⑥ 上記①～⑤の全てに該当し、かつ、各規定を遵守し積極的に協力すること。

(2) 申請上限

- ・第100回謙信公祭の露店では、露店の申請数に上限は設けませんが、申請後の追加・減数は理由を問わず一切認めません。許可が下りた場合は、必ず出店してください。違反があった場合、当該申請者のすべての出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。
- ・許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。

(3) 申請書類

- ① 移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）
- ② 新潟県市場等定置食品営業許可書の写し
※飲食物を販売する場合のみ提出してください。
- ③ 露店出店者自動車届出票（自動車届）および自動車検査証の写し
※「4.出店に係る留意事項」の「(2) 出店者用の駐車場及び交通規制について」に記載のとおり、必要な場合のみ提出してください。

(4) 出店申請書類の提出期限

・**令和7年6月27日（金）※当日消印有効**

(5) 申請方法

- ・上越市観光振興課へ必要書類一式を郵送
※上記以外の方法での申し込みは不可とします。

【宛先】

〒943-8061 上越市木田 1-1-3

上越市 観光振興課 露店受付担当 宛

3. 抽選及び出店許可

(1) 出店の可否および出店区画の抽選

- ① 開設者において申請内容を確認のうえ、申請書に記載された事項について警察署へ照会を行い、出店資格の有無を確認します。
- ② 申請者が「反社会的勢力」に該当しないことが確認され、かつ申請資格に合致している場合には、令和7年7月中旬に「抽選会のご案内」を郵送します。
申請者が「反社会的勢力」に該当する場合や、申請資格に合致しない場合には、令和7年7月中旬に「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を送付します。
- ③ 「抽選会のご案内」が届いた方については、下記の抽選会にて出店区画を決定します。
なお、出店希望者数が出店区画数を上回る場合は、出店の可否および区画の抽選を併せて実施します。

・ **抽選日時：令和7年8月1日（金） 10:00**

・ **抽選会場：上越市役所 第二庁舎 3階 2301会議室**

※出店場所の抽選結果により、隣同士で販売品目の類似や重複が発生する可能性がありますので、ご了承ください。

※出店辞退等で区画に空きが出た場合であっても、補充は行いません。

- ④ 抽選の結果、出店が決定した申請者には「移動露店市場出店許可証」を出店いただけない申請者には「移動露店市場出店却下通知書」を後日郵送します。

(2) 使用人の変更について

- ・申請書の提出後に使用人の変更があった場合は、「移動露店市場出店資格確認書兼申請書記載事項変更届」を速やかに提出してください。

※出店者の変更は理由を問わず一切認めません。

(3) 出店料の支払

- ・8月23日(土) 11:00～11:30に春日山城史跡広場東側で実施の出店受付において、「1.露店概要」の「(6) 出店手数料等」のとおり納付ください。
- ・納付後、「移動露店市場出店許可証明書」をお渡しします。

4. 出店に係る留意事項

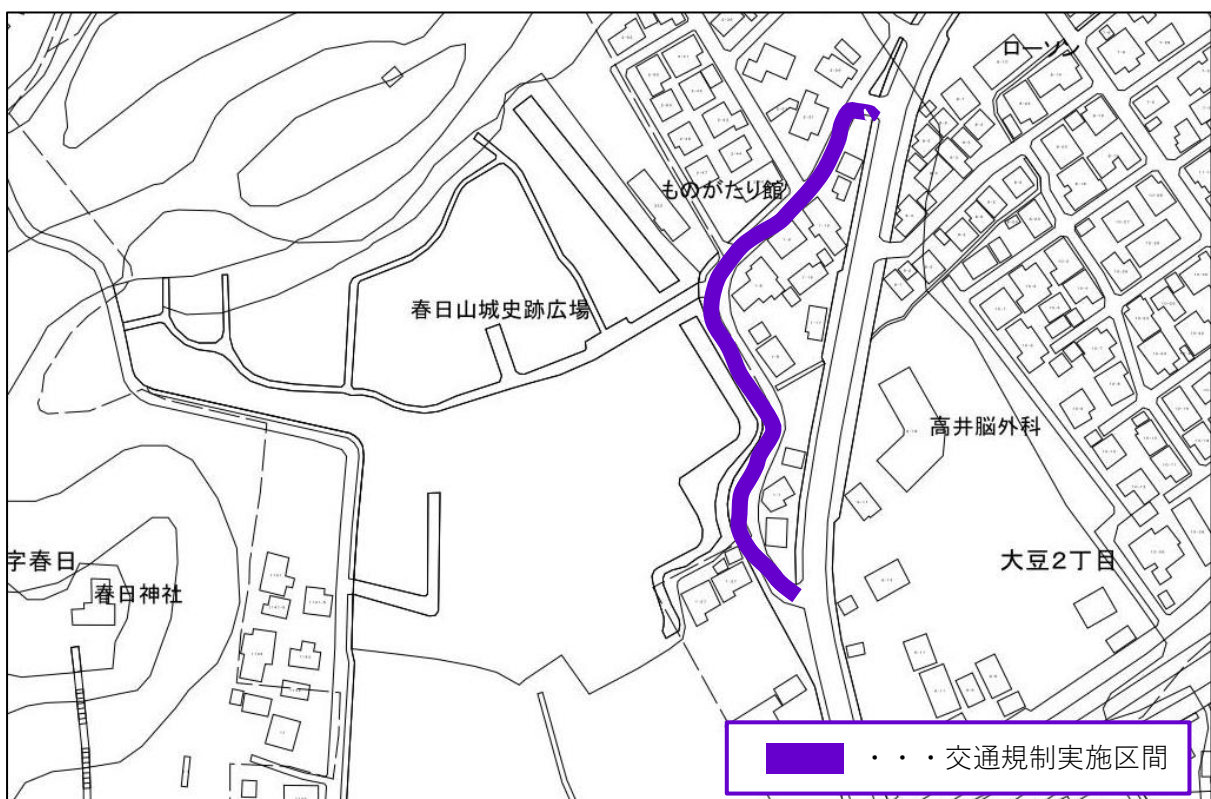
(1) 出店時について

- ・「移動露店市場出店許可証明書」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。

(2) 出店者用の駐車場及び交通規制について

- ・近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車はしないでください。
- ・原則として、交通規制区間の車両の通行はできません。
- ・資材及び商品の搬出入に限り一部の交通規制区間を通行することを許可しますので、希望する場合は、必ず提出期限内に別紙「露店出店者自動車届出票(運転免許証の写し添付)」、「自動車検査証の写し」を提出してください。
- ・通行許可証で通行できる区間及び時間は、下記の通りです。
- ・違反した場合は出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

交通規制時間	通行可能時間
8月23日(土) 8:00～21:00	8月23日(土) 12:00～13:00、20:30～



(3) 火気使用器具等の設置基準・留意事項について

- ・露店で火気使用器具を使用する場合は上越地域消防事務組合火災予防条例および以下の内容を遵守し、火災予防に十分注意すること。
- ・出店者の過失により火災が発生した場合は、出店許可を即時取り消し、次回以降の出店を認めない場合があります。

【コンロ関係】

- ・不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用するこゝと。
- ・コンロの上方 1m 以内、周囲 15cm 以内に可燃物を置かないこと。
- ・振動・衝撃で容易に転倒し、または落下するおそれのないように据え付けること。
- ・カセットコンロを使用する場合、2 台以上並べて使用しないこと。
- ・使用中は、その場を離れないこと。

【プロパンガス関係】

- ・ホースはひび割れ、溶融等劣化したものを使用しないこと。
- ・ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置くこと。
- ・コンロとホースの接続部には、必ずホースバンドを取り付けること。
- ・使用しないガス栓にはゴムのキャップを付けておくこと。
- ・使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じること。
- ・ボンベは水平な場所または台の上に置き、必要に応じて鎖等で固定するなど、転倒しないような措置を講じること。

【消火器について】

- ・火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられているため、必ず用意すること。
※開設前に消防署員が消火器の確認を行います。
- ・消火器は確実に操作できるよう、取扱い訓練を行うこと。
- ・消火器は事前に次の 3 点を確認し、確実に初期消火ができるようにしておくこと。
 - ① 検定品であること。
 - ② メーカーで推奨する設計標準使用期限内であること。
 - ③ 腐食、亀裂または破損等がないこと。

(4) 油の使用について

- ・油を使用する場合はブルーシート等を敷くなどして道路に油が付着しないようにするとともに、万が一付着した場合は、後片付け時に確実に除去してください。

(5) ゴミの搬出・処分について

- ・ゴミ、粉物、廃油等、道路や側溝、周辺民家の敷地等へは絶対に廃棄しないこと。
- ・ゴミは各自、開設者が指定する回収場所に搬出してください。
- ・回収するゴミは、可燃物、缶、びん、ペットボトル、段ボール、発砲スチロールに限ります。
- ・廃油は各自で持ち帰り、処分してください。
※回収していない物を放置した場合は、不法投棄とみなし、関係機関に通報し、次回以降の出店を認めない場合があります。

(6) 電気について

- ・電源（発電機等）は、出店者において用意してください。

(7) 貸出物について

- ・備品の貸出しは行いませんので、出店に必要な物品は出店者において用意してください。

(8) イベントおよび露店開設の中止・変更について

- ・荒天・猛暑・地震等の自然災害や感染症の流行、その他社会的事情により、やむを得ず中止または内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(9) 補償、返金について

- ・イベントおよび露店開設中止・変更に伴い、出店手数料等の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は、いかなる場合も返金・補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(10) その他注意事項

- ① 出店を希望する場合は、必ず本要項を全て確認のうえ、同意する方のみ提出期限までに別紙「移動露店市場出店資格確認書兼申請書（申請書）」、必要に応じて「新潟県市場等定置食品営業許可書の写し」および「露店出店者自動車届出票（自動車届）および自動車検査証の写し」を提出してください。
- ② 申請内容が事実と異なる場合や不備がある場合は、出店をお断りする場合があります。
- ③ 公序良俗に反するものは禁止です。
- ④ 許可された区画の一部又は全部を譲渡又は貸与することは禁止です。
- ⑤ いかなる理由であっても出店手数料等の返金や販売機会損失への補償、仕入れや開設準備にかかった費用に対する補填等の対応は一切行いません。
- ⑥ 当日は、必ず開設者および管理者の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- ⑦ 近隣の住宅や周辺店舗などへの無断駐車は厳禁です。
- ⑧ 販売は出店場所内のみで行ってください。
- ⑨ 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下にシート等を敷くなどの対策をするとともに、万が一汚した場合は、出店者において清掃をお願いします。
- ⑩ 出店にかかる盗難・紛失については、管理者は一切責任を負いませんので、出店者の責任において管理してください。
- ⑪ 事故・トラブル等があった場合は、出店者の責任において誠実に対処してください。
- ⑫ 各露店の開設終了時刻は、P.2「露店の開設場所および期間」を確認のうえ、時間は厳守してください。

応募から出店までのスケジュール

1 出店申請・出店許可等の手続き 【参照：P.2～3】

- ① 出店申請書類の提出期限
 - ・令和7年6月27日（金）※当日消印有効
- ② 事前書類の受理、確認
 - ・開設者において、申請内容を確認します。
- ③ 警察への照会
 - ・申請書に記載の内容を警察に提出し、「反社会的勢力」の有無を照会します。
- ④ 出店抽選会のご案内または、却下通知書の通知
 - ・申請者が申請資格に合致している場合には、7月中旬に「抽選会のご案内」を郵送します。
 - ・申請者が申請資格に合致しない場合には、7月中旬に「移動露店市場出店（従事者）却下通知書」を送付します。
- ⑤ 抽選会
 - ・「抽選会のご案内」が届いた方については、下記の抽選会にて出店区画を決定します。
 - 出店希望者数が出店可能区画数を上回る場合は、出店可否および区画の抽選を併せて実施します。
 - 抽選日時：令和7年8月1日（金） 10:00
 - 抽選会場：上越市役所 第二庁舎 3階 2301会議室
- ⑥ 移動露店市場出店許可証または、移動露店市場出店却下通知書の通知
 - ・抽選の結果、出店が決定した申請者には、「移動露店市場出店許可証」を出店いただけない申請者には、「移動露店市場出店却下通知書」を後日郵送します。

2 受付・出店 【参照：P.3～4】

- ① 出店受付
 - ・8月23日（土）11:00～11:30 春日山城史跡広場東側
 - ※受付の際は、必ず「移動露店市場出店許可証」を持参してください。
- ② 出店料の支払い
 - ・出店受付時に「1.露店概要」の「(6) 出店手数料等」のとおり納付ください。
 - ・納付後、「移動露店市場出店許可証明書」をお渡しします。
- ③ 出店・営業開始
 - ・8月23日（土）12:00～20:30
 - ・「移動露店市場出店許可証明書」は、営業開始までに店舗の見えやすい位置に掲示してください。
- ④ 営業終了・撤収
 - ・営業終了は20:30です。
 - ・交通規制解除は21:00ですので、終了後は速やかに撤収してください。

(問合せ)
上越市 観光振興課
TEL : 025-520-5741